

第139期 定時株主総会 招集ご通知

開催日時

2022年2月22日（火曜日）午前10時

開催場所

ANAクラウンプラザホテル富山
3階「鳳」の間
富山市大手町2番3号

議案

第1号議案 剰余金処分の件
第2号議案 取締役2名選任の件

議決権行使期限

2022年2月21日（月曜日）
午後4時35分まで

目次

第139期定時株主総会招集ご通知	1
株主総会参考書類	5
(添付書類)	
事業報告	7
連結計算書類	29
計算書類	31
監査報告	33

新型コロナウイルス感染防止への対応について

1. 株主の皆様におかれましては、極力書面またはインターネットにより議決権を行使していただき、当日のご来場の見合わせをご検討いただきますようお願い申し上げます。
2. 座席の間隔を広げるため、ご用意できる席数に限りがございます。満席時にはご入場を制限させていただきます場合がございます。
3. 体調不良と見受けられる株主様には、ご入場をお控えいただく場合がございます。
4. 議事を簡略化し、質疑応答時間も短縮させていただきます。
5. お土産の配布およびお飲み物の提供はございません。

(証券コード 6474)
2022年2月3日

株 主 各 位

東京都港区東新橋一丁目9番2号

株式会社 不二越

代表取締役社長 坂 本 淳

第139期定時株主総会招集ご通知

拝啓 平素は格別のご高配を賜り、厚くお礼申し上げます。

さて、当社第139期定時株主総会を下記のとおり開催いたしますので、ご通知申し上げます。

株主の皆様におかれましては、新型コロナウイルス感染防止のため、極力書面またはインターネットにより議決権を行使していただき、当日のご来場の見合わせをご検討いただきますようお願い申し上げます。書面またはインターネットにより議決権を行使していただく場合には、お手数ながら後記の株主総会参考書類をご検討のうえ、2022年2月21日（月曜日）午後4時35分までに議決権を行使いただきたくお願い申し上げます。

敬 具

記

1. 日 時 2022年2月22日（火曜日）午前10時
2. 場 所 富山市大手町2番3号
ANAクラウンプラザホテル富山 3階「鳳」の間
3. 目的事項
報告事項
 1. 第139期（2020年12月1日から2021年11月30日まで）
事業報告、連結計算書類ならびに会計監査人および監査役会の連結計算書類
監査結果報告の件
 2. 第139期（2020年12月1日から2021年11月30日まで）
計算書類報告の件

決議事項

- 第1号議案 剰余金処分の件
第2号議案 取締役2名選任の件

4. その他本招集ご通知に関する事項

連結計算書類の連結株主資本等変動計算書および連結注記表ならびに計算書類の株主資本等変動計算書および個別注記表につきましては、法令および当社定款第16条の規定に基づき、インターネット上の当社ウェブサイト(<http://www.nachi-fujikoshi.co.jp/>)に掲載しておりますので、本招集ご通知には記載しておりません。

なお、監査役および会計監査人は、連結計算書類および計算書類として、本招集ご通知の添付書類に記載のもののほか、上記当社ウェブサイトに掲載している連結株主資本等変動計算書、連結注記表、株主資本等変動計算書および個別注記表も監査しております。

以 上

~~~~~  
当日ご出席の際は、お手数ながら同封の議決権行使書用紙を会場受付へご提出くださいますようお願い申し上げます。

なお、株主総会参考書類ならびに事業報告、連結計算書類および計算書類に修正が生じた場合は、インターネット上の当社ウェブサイト(<http://www.nachi-fujikoshi.co.jp/>)に掲載いたします。

# 議決権行使についてのご案内

議決権は、以下の3つの方法により行使いただくことができます。

## 株主総会にご出席される場合

---



同封の議決権行使書用紙を会場受付にご提出ください。

**日時** 2022年2月22日(火曜日) 午前10時

## 書面(郵送)で議決権を行使される場合

---



同封の議決権行使書用紙に議案に対する賛否をご表示のうえ、切手を貼らずにご投函ください。

**行使期限** 2022年2月21日(月曜日) 午後4時35分到着分まで

## インターネットで議決権を行使される場合

---



パソコン、スマートフォンから議決権行使サイト (<https://www.web54.net>) にアクセスし、同封の議決権行使書用紙に記載された「議決権行使コード」および「パスワード」をご入力いただき、画面の案内に従って賛否をご入力ください。

**行使期限** 2022年2月21日(月曜日) 午後4時35分入力完了分まで

※議決権行使サイトのメンテナンス作業のための取扱い休止期間

2022年2月11日(金曜日・祝日)午前5時～2022年2月14日(月曜日)午前5時

- ① 株主様以外の方による不正アクセス(“なりすまし”)や議決権行使内容の改ざんを防止するため、ご利用の株主様には、議決権行使サイト上で「パスワード」の変更をお願いすることとなりますのでご了承ください。
- ② 株主総会の招集の都度、新しい「議決権行使コード」および「パスワード」をご通知いたします。
- ③ 議決権行使サイトへのアクセスに際して発生する費用(インターネット接続料金・電話料金等)は株主様のご負担となります。

※ インターネットにより複数回にわたり議決権を行使された場合は、最後に行われたものを有効な議決権行使として取り扱わせていただきます。

※ 書面(郵送)とインターネットにより重複して議決権を行使された場合は、インターネットによる議決権行使の内容を有効とさせていただきます。

# インターネットによる議決権行使のご案内

## QRコードを読み取る方法 「スマート行使」

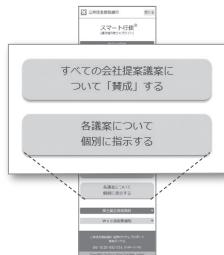
議決権行使コードおよびパスワードを入力することなく議決権行使ウェブサイトにログインすることができます。

- 1 議決権行使書用紙右下に記載のQRコードを読み取ってください。



※「QRコード」は株式会社デンソーウェブの登録商標です。

- 2 以降は画面の案内に従って賛否をご入力ください。



「スマート行使」での議決権行使は1回に限り可能です。

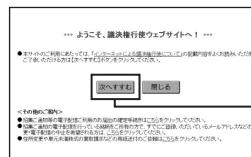
議決権行使後に行使内容を変更する場合は、お手数ですがPC向けサイトへアクセスし、議決権行使書用紙に記載の「議決権行使コード」・「パスワード」を入力してログイン、再度議決権行使をお願いいたします。

※QRコードを再度読み取っていただくと、PC向けサイトへ遷移できます。

## 議決権行使コード・パスワードを入力する方法

議決権行使ウェブサイト <https://www.web54.net>

- 1 議決権行使ウェブサイトにアクセスしてください。



- 2 議決権行使書用紙に記載された「議決権行使コード」をご入力ください。



- 3 議決権行使書用紙に記載された「パスワード」をご入力ください。



- 4 以降は画面の案内に従って賛否をご入力ください。

※操作画面はイメージです。

インターネットによる議決権行使でパソコンやスマートフォンの操作方法などが不明な場合は、右記にお問い合わせください。

三井住友信託銀行 証券代行ウェブサポート 専用ダイヤル  
電話番号：0120-652-031 (フリーダイヤル)  
(受付時間 9:00~21:00)

機関投資家の皆様は、株式会社ICJの運営する機関投資家向け議決権電子行使プラットフォームをご利用いただくことが可能です。

# 株主総会参考書類

## 議案および参考事項

### 第1号議案 剰余金処分の件

当社は、株主の皆様に対する利益還元を企業経営の基本の一つとして位置づけ、配当につきましては、連結業績、配当性向などを総合的に勘案し、安定的な配当を継続実施することを基本としております。内部留保資金につきましては、将来の事業展開、財務体質の強化に充当する考えであります。

第139期の期末配当金につきましては、この方針のもと、以下のとおりといたしたいと存じます。

#### 期末配当に関する事項

##### ① 配当財産の種類

金銭といたします。

##### ② 配当財産の割当てに関する事項およびその総額

当社普通株式1株につき金100円 総額 2,410,867,300円

相応の収益確保ができましたので、株主の皆様のご支援にお応えするため、前期に比べ1株につき50円増配といたしたいと存じます。

##### ③ 剰余金の配当が効力を生じる日

2022年2月24日

## 第2号議案 取締役2名選任の件

経営体制の強化をはかるため、新たに取締役2名の選任をお願いいたしたいと存じます。

取締役候補者は次のとおりであります。

| 候補者番号          | 氏名<br>(生年月日)                                                                                                                              | 略歴、当社における地位、担当<br>(重要な兼職の状況)                                                                                     | 所有する<br>当社株式の数 |
|----------------|-------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|----------------|
| 1<br><b>新任</b> | 牛丸裕之<br>(1962年4月29日生)                                                                                                                     | 1986年4月 当社入社<br>2010年12月 当社部品事業部油圧製造所長<br>2014年1月 当社油圧事業部長<br>2020年2月 当社製造統括本部副本部長<br>2021年3月 当社製造統括本部部長現在に至る    | 3,949株         |
|                | (取締役候補者とした理由)<br>牛丸裕之氏は、当社において長年油圧事業部門に携わり、現在は製造統括本部部長を務めております。豊富な経験に基づく高い見識を活かして経営全般に貢献することが期待できるため、取締役として選任をお願いするものであります。               |                                                                                                                  |                |
| 2<br><b>新任</b> | 三浦昇<br>(1963年4月4日生)                                                                                                                       | 1986年4月 当社入社<br>2017年2月 当社取締役営業戦略本部副本部長<br>2021年3月 当社油圧事業部油圧建機戦略本部部長<br>2021年10月 不二越(中国)有限公司ロボットビジネスセンター副統括現在に至る | 6,000株         |
|                | (取締役候補者とした理由)<br>三浦昇氏は、当社において東日本支社長他を歴任し、現在は中国市場におけるロボットの拡販を牽引しております。こうした経験に基づく深い知見を活かして、中国事業を中心に経営に貢献することが期待できるため、取締役として選任をお願いするものであります。 |                                                                                                                  |                |

(注) 1. 両候補者と当社との間には特別の利害関係はありません。

2. 当社は、保険会社との間で、会社法第430条の3第1項に規定する役員等賠償責任保険契約を締結しております。当該契約の内容の概要は、事業報告3.(5)に記載のとおりであり、両候補者が取締役に選任された場合、当該契約の被保険者に含まれることとなります。また、当該契約は次回更新時においても同内容での更新を予定しております。

以 上

招集(通知)

株主総会参考書類

事業報告

計算書類

監査報告

## (添付書類)

### 事業報告 (2020年12月1日から 2021年11月30日まで)

#### 1. 企業集団の現況に関する事項

##### (1) 事業の経過およびその成果

当期における当社グループをとり巻く環境は、経済活動の正常化が進み、日本・欧米などの先進国経済の持ち直しが続くなど、総じて緩やかな回復基調にあります。一方で、新型コロナウイルス感染症の再拡大や世界的な半導体不足による自動車の減産、中国経済の減速懸念などにより、依然として先行きの不透明な状況が継続しております。

このような状況のもと、当社グループは、ロボット事業を核に、工具、工作機械、ベアリング、油圧機器、そして特殊鋼事業をあわせ持つ総合機械メーカーとしての特長を活かし、ユーザーのものづくりに寄与する新商品の開発や技術提案などにより、受注・売上の拡大にとり組んでまいりました。また、収益の改善に向けて、需要の変動に柔軟に対応する生産体制の構築、合理化などを進め、さらに、中長期的な脱炭素・EV化をはじめとする産業構造の変化を見据え事業全般の構造改革を推進してまいりました。

以上の結果、当期の連結売上高は、自動車や建設機械分野に加え、産業機械・市販分野での需要が回復したことにより、2,291億円と前期に比べ14.0%の増収となりました。このうち、国内売上高は1,167億円（前期比11.8%増）、海外売上高は1,123億円（同16.3%増）であります。利益面につきましては、売上・生産の増加による操業度の改善に加え、昨年来実施してきた自動化・合理化による生産性の向上、内製拡大、業務の効率化による販売費・一般管理費の節減など、トータルコストダウンの効果を取り込み、営業利益は147億円（同2.1倍）、経常利益は144億円（同2.6倍）、親会社株主に帰属する当期純利益は99億円（同4.1倍）となりました。

事業分野別の業況につきましては、次のとおりであります。

機械工具事業では、回復基調にある工具需要と、中国を中心としたロボット需要の拡大により、売上高は714億円（前期比5.8%増）となりました。

部品事業では、市況回復が続く自動車・建設機械分野に加え、産業機械・市販分野の需要を取り込み、売上高は1,447億円（同19.9%増）となりました。

その他の事業では、特殊鋼需要は持ち直しつつありますが、低水準で推移した結果、売上高は128億円（同0.8%増）となりました。

## 事業分野別売上高

| 区 分           |           | 第 138 期<br>(2020年11月期) |       | 第 139 期<br>(2021年11月期) |       | 増 減    |       |
|---------------|-----------|------------------------|-------|------------------------|-------|--------|-------|
|               |           | 金 額                    | 構 成 比 | 金 額                    | 構 成 比 | 金 額    | 増 減 率 |
|               |           | 百万円                    | %     | 百万円                    | %     | 百万円    | %     |
|               | 工 具       | 26,829                 | 13.3  | 30,213                 | 13.2  | 3,383  | 12.6  |
|               | 工 作 機 械   | 14,064                 | 7.0   | 13,057                 | 5.7   | △1,007 | △7.2  |
|               | ロ ボ ッ ト   | 26,699                 | 13.3  | 28,223                 | 12.3  | 1,523  | 5.7   |
| 機 械 工 具 事 業 計 |           | 67,593                 | 33.6  | 71,493                 | 31.2  | 3,900  | 5.8   |
|               | ベ ア リ ン グ | 64,400                 | 32.0  | 74,390                 | 32.5  | 9,989  | 15.5  |
|               | 油 圧 機 器   | 56,281                 | 28.0  | 70,348                 | 30.7  | 14,067 | 25.0  |
| 部 品 事 業 計     |           | 120,681                | 60.0  | 144,738                | 63.2  | 24,057 | 19.9  |
|               | 特 殊 鋼     | 11,419                 | 5.7   | 11,215                 | 4.9   | △204   | △1.8  |
|               | そ の 他     | 1,360                  | 0.7   | 1,669                  | 0.7   | 308    | 22.7  |
| そ の 他 の 事 業 計 |           | 12,780                 | 6.4   | 12,884                 | 5.6   | 104    | 0.8   |
| 合 計           |           | 201,055                | 100.0 | 229,117                | 100.0 | 28,061 | 14.0  |

### (2) 設備投資および資金調達の状況

当期に実施いたしました設備投資の総額は163億円であり、その主なものは、中国およびタイにおけるベアリングの生産能力増強と日本における油圧機器およびカーハイドロリクス生産能力増強ならびに基幹システム導入などの合理化投資であります。

上記の資金は、自己資金および借入金により調達いたしました。

### (3) 対処すべき課題

今後の事業環境につきましては、足もとでは、新型コロナウイルス感染症の再拡大や半導体不足の影響が残るものの、自動車・産業機械・建設機械・市販分野ともに需要は概ね緩やかに回復していくことが予想されます。一方で、脱炭素社会の実現に向けて、当社の主要な事業領域である自動車分野においては、本格的なEV化に向けた取り組みや事業再編が加速し、さらに、ものづくりのDXの進展や、SDGsをはじめとした社会・環境問題への対応など、当社グループをとり巻く環境は大きく変化しております。

当社グループといたしましては、ロボットをはじめ多彩な事業・技術・生産ノウハウを有する独自性を活かし、新しいビジネスチャンスを創出してまいります。そして、営業・サービス、製造・調達、研究開発の各面で体質を強化して、市場の動き・ニーズを捉え、全部門の技術を連携・結集した商品・サービスを拡販し、また、自動化・合理化により生産性を向上させていくことで、業績の一層の向上に努めてまいります。そして、事業活動を通して、環境・社会・ガバナンスなどの課題にとり組み、持続的な企業成長を目指してまいります。

株主の皆様をはじめ関係者の皆様には、今後とも変わらぬご支援を賜りますようお願い申し上げます。

### (4) 財産および損益の状況の推移

| 区 分                 | 第136期<br>(2018年11月期) | 第137期<br>(2019年11月期) | 第138期<br>(2020年11月期) | 第139期(当期)<br>(2021年11月期) |
|---------------------|----------------------|----------------------|----------------------|--------------------------|
| 売上高                 | 252,209<br>百万円       | 249,077<br>百万円       | 201,055<br>百万円       | 229,117<br>百万円           |
| 営業利益                | 15,306<br>百万円        | 13,348<br>百万円        | 6,850<br>百万円         | 14,718<br>百万円            |
| 経常利益                | 13,901<br>百万円        | 12,241<br>百万円        | 5,508<br>百万円         | 14,457<br>百万円            |
| 親会社株主に帰属する<br>当期純利益 | 8,945<br>百万円         | 8,245<br>百万円         | 2,458<br>百万円         | 9,993<br>百万円             |
| 1株当たり当期純利益          | 359.96<br>円          | 331.89<br>円          | 100.85<br>円          | 418.09<br>円              |
| 総資産                 | 295,550<br>百万円       | 300,751<br>百万円       | 293,060<br>百万円       | 319,312<br>百万円           |
| 純資産                 | 121,076<br>百万円       | 124,797<br>百万円       | 124,259<br>百万円       | 138,211<br>百万円           |
| 1株当たり純資産額           | 4,609.38<br>円        | 4,836.51<br>円        | 4,791.74<br>円        | 5,470.18<br>円            |

(注) 1. 2018年6月1日付で普通株式10株につき1株の割合で株式併合を行っております。第136期の期首に当該株式併合が行われたと仮定して、1株当たり当期純利益および1株当たり純資産額を算定しております。

2. 第137期より「『税効果会計に係る会計基準』の一部改正」（企業会計基準第28号 2018年2月16日）等を適用しており、第136期につきましては遡及処理後の総資産を記載しております。

(5) 主要な事業内容

当社グループの事業および主要製品は次のとおりであります。

|        |                                                      |
|--------|------------------------------------------------------|
| 機械工具事業 | 切削工具、塑性加工工具、切断工具、<br>工作機械、機械加工システム、<br>ロボット、ロボットシステム |
| 部品事業   | ベアリング、油圧機器、カーハイドロリクス                                 |
| その他の事業 | 特殊鋼、コーティング、工業炉                                       |

(6) 主要な事業拠点

① 当社

|     |                                                |
|-----|------------------------------------------------|
| 本社  | 東京都港区東新橋一丁目9番2号（汐留住友ビル）                        |
| 支社  | 東日本（東京都）、中日本（愛知県）、西日本（大阪府）                     |
| 支店  | 北関東（群馬県）、東海（静岡県）、北陸（富山県）、<br>中国四国（広島県）、九州（福岡県） |
| 営業所 | 北海道、福島、山形、信州（長野県）                              |
| 事業所 | 富山、東富山、滑川、水橋、流杉（以上、富山県）                        |

② 子会社

|    |                                                                                                                                                                                 |
|----|---------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 国内 | 株式会社ナチ関東（東京都）<br>株式会社ナチ常盤（東京都）<br>株式会社ナチベアリング製造（富山県）                                                                                                                            |
| 海外 | NACHI AMERICA INC.（アメリカ）<br>NACHI EUROPE GmbH（ドイツ）<br>不二越（中国）有限公司<br>那智不二越（江蘇）精密機械有限公司（中国）<br>NACHI TECHNOLOGY (THAILAND) CO., LTD.（タイ）<br>NACHI SINGAPORE PRIVATE LTD.（シンガポール） |

## (7) 従業員の状況

|        |        |
|--------|--------|
| 従業員数   | 前期末比増減 |
| 7,205名 | 37名減   |

## (8) 重要な子会社の状況

| 会社名                                   | 資本金              | 当社の<br>出資比率 | 主要な事業内容                       |
|---------------------------------------|------------------|-------------|-------------------------------|
| 株式会社ナチ関東                              | 60百万円            | 100.0%      | 工具・ベアリング・油圧機器等の販売             |
| 株式会社ナチ常盤                              | 92百万円            | 63.2%       | 工作機械・ロボット・油圧機器等の販売            |
| 株式会社ナチベアリング製造                         | 89百万円            | *100.0%     | ベアリング製造                       |
| NACHI AMERICA INC.                    | 56,160千米ドル       | 100.0%      | 工具・ベアリング・油圧機器等の販売             |
| NACHI EUROPE GmbH                     | 1,615千ユーロ        | 100.0%      | 工具・ロボット・ベアリング・油圧機器等の販売        |
| 不二越（中国）有限公司                           | 250,516千元        | 100.0%      | 工具・ロボット・ベアリング・油圧機器等の販売        |
| 那智不二越（江蘇）精密機械有限公司                     | 144,957千元        | 100.0%      | 工具・ロボット・油圧機器・カーハイドロリクス製造      |
| NACHI TECHNOLOGY (THAILAND) CO., LTD. | 1,176百万パーツ       | 100.0%      | ベアリング製造販売<br>工具・ロボット・油圧機器等の販売 |
| NACHI SINGAPORE PRIVATE LTD.          | 540千シンガポ<br>ールドル | 100.0%      | 工具・ベアリング・油圧機器等の販売             |

(注) \*は子会社による出資を含む比率であります。

## (9) 主要な借入先および借入額の状況

| 借入先         | 借入金残高  |
|-------------|--------|
| 株式会社三菱UFJ銀行 | 12,199 |
| 株式会社北陸銀行    | 8,087  |

百万円

## 2. 当社の株式に関する事項

- (1) 発行可能株式総数 60,000,000株  
 (2) 発行済株式総数 24,919,343株  
 (うち自己株式数 810,670株)  
 (3) 株主数 18,395名

### (4) 大株主

| 株 主 名                               | 持 株 数 | 持 株 比 率 |
|-------------------------------------|-------|---------|
| 那 智 わ ね い 持 株 会                     | 2,380 | 9.87    |
| 日本マスタートラスト信託銀行株式会社（信託口）             | 2,130 | 8.84    |
| ナ チ 不 二 越 従 業 員 持 株 会               | 1,445 | 6.00    |
| 株 式 会 社 三 菱 U F J 銀 行               | 1,188 | 4.93    |
| 株 式 会 社 日 本 カ ス ト デ ィ 銀 行 （ 信 託 口 ） | 869   | 3.61    |
| 株 式 会 社 北 陸 銀 行                     | 865   | 3.59    |
| ナ チ 取 引 店 持 株 会                     | 862   | 3.58    |
| 日 本 生 命 保 険 相 互 会 社                 | 793   | 3.29    |
| 住 友 生 命 保 険 相 互 会 社                 | 754   | 3.13    |
| 三 井 住 友 信 託 銀 行 株 式 会 社             | 505   | 2.09    |

- (注) 1. 自己株式(810千株)は上記大株主から除外しております。  
 2. 持株比率は自己株式を控除して計算しております。  
 3. 自己株式には取締役向け株式交付信託が所有する当社株式173千株およびE S O P信託が所有する当社株式150千株を含んでおりません。

- (5) 当期に職務執行の対価として当社役員に交付した株式の状況  
 当期に交付した株式報酬の内容は次のとおりであります。

|               | 株 式 数  | 交 付 対 象 者 数 |
|---------------|--------|-------------|
| 取締役（社外取締役を除く） | 6,217株 | 5名          |

- (注) 株式報酬制度の内容の概要は、下記3. (2)①(d)に記載のとおりであります。

### 3. 会社役員の様況

#### (1) 取締役および監査役の様況

| 地 位    | 氏 名     | 担 当 お よ び 重 要 な 兼 職 の 状 況                 |
|--------|---------|-------------------------------------------|
| *取締役会長 | 本 間 博 夫 |                                           |
| *取締役社長 | 坂 本 淳   |                                           |
| 取締役副社長 | 林 秀 憲   | 営業統括（国内・海外）、営業本部長                         |
| 取締役副社長 | 藤 檉 茂   |                                           |
| 常務取締役  | 原 英 明   | 中国事業担当、不二越（中国）有限公司中国総代表                   |
| 取締役    | 古 澤 哲   | 海外営業管理担当、コンプライアンス本部長、<br>海外人事担当           |
| 取締役    | 浦 田 信 一 | 技術開発本部長                                   |
| 取締役    | 佐々木 法 嗣 | 軸受自動車戦略本部長                                |
| 取締役    | 国 崎 晃   | F A ・ デジタル化推進担当                           |
| 取締役    | 北 山 恭   | 工具事業部長                                    |
| 取締役    | 越 濱 哲 夫 | マテリアル事業部長                                 |
| 取締役    | 広 瀬 秀 一 | 軸受事業部長                                    |
| 取締役    | 市 川 和 愛 | 油圧事業部長                                    |
| 取締役    | 澤 崎 裕 一 | 財務担当、財務部長                                 |
| 取締役    | 黒 澤 勉   | 調達本部長、製造担当、人事担当、総務担当、<br>リスク管理統括、軸受構造改革担当 |
| 取締役    | 児 玉 純 一 |                                           |
| 取締役    | 岡 部 洋   |                                           |
| 常勤監査役  | 小 林 昌 行 |                                           |
| 常勤監査役  | 堀 将 志   |                                           |
| 常勤監査役  | 山 崎 昌 一 |                                           |
| 監 査 役  | 松 永 徳 宏 | 弁護士（西村あさひ法律事務所パートナー）                      |

(注) 1. \*は代表取締役であります。

2. 2021年2月19日開催の第138期定時株主総会において、新たに、北山恭、越濱哲夫、広瀬秀一、市川和愛、澤崎裕一、黒澤勉の各氏が取締役を選任され就任いたしました。また、塚本裕、井上徹、三浦昇、赤川正寿、瀧本智の各氏が任期満了により取締役を退任いたしました。
3. 取締役児玉純一、同岡部洋の両氏は、社外取締役であります。
4. 常勤監査役山崎昌一、監査役松永徳宏の両氏は、社外監査役であります。
5. 常勤監査役小林昌行氏は当社財務部門における長年の経験があり、同山崎昌一氏は金融機関における長年の経験があり、それぞれ財務および会計に関する相当程度の知見を有しております。
6. 取締役児玉純一、同岡部洋、常勤監査役山崎昌一、監査役松永徳宏の各氏を、東京証券取引所の定めに基づく独立役員として届け出ております。
7. 取締役児玉純一氏は、ミナトホールディングス(株)の社外取締役を兼任しております。

## (2) 取締役および監査役の報酬等

### ① 役員報酬等の内容の決定に関する方針等

当社は、2021年2月19日開催の当社取締役会において、取締役の個人別の報酬等の内容に係る決定方針について決議しております。同決定方針の内容は以下のとおりであります。

#### (a) 基本方針

当社取締役の報酬は、業績の向上および中長期的な企業価値の増大に向けて職責を担っていくことの対価として、優秀な人材の確保、維持ができるよう相応の水準とすることを基本方針とする。具体的には、外部の客観的な報酬のデータを参考に、当社取締役の報酬がかかる水準となるよう取締役報酬内規を定め、かかる内規に基づいて、当社取締役の報酬は、基本報酬、業績連動報酬および株式報酬から構成される。ただし、社外取締役については、その職務に鑑み、基本報酬のみを支給するものとする。

#### (b) 基本報酬に関する方針

基本報酬は、固定の月額報酬とし、各取締役の職位・担当を基礎に、取締役報酬内規に基づいて算定するものとする。

#### (c) 業績連動報酬に関する方針

業績連動報酬は、各事業年度の業績（営業利益）、株主への配当、従業員賞与水準等を総合的に勘案して、取締役報酬内規に基づき算定し、役員賞与として原則として年1回12月に支給するものとする。

(d) 株式報酬に関する方針

当社は、当社取締役の報酬と当社の株式価値との連動性をより明確にし、当社取締役が株価の変動による利益・リスクを株主と共有することで、中長期的な業績の向上と企業価値の増大に貢献する意識を高めることを目的として、株式報酬制度を導入している。当該制度は、当社が金銭を拠出することにより設定する信託が当社株式を取得し、当社が各取締役に付与するポイントの数に相当する数の当社株式が当該信託を通じて各取締役に対して交付されるものである。ポイントは、株式交付規程に基づき、各取締役の役位等に応じて付与される。なお、株式交付時期は、原則として取締役の退任時とする。

(e) 基本報酬、業績連動報酬および株式報酬の額の取締役の個人別の報酬の額に対する割合の決定に関する方針

業績連動報酬（賞与）の割合は、当社の主要な需要が自動車・産業機械向けであり、同業界の動向に業績が左右されやすい状況も勘案して、報酬総額の概ね25%程度以内とする。

(f) 個人別の報酬の内容の決定の委任に関する事項

個人別の報酬は、取締役報酬内規に基づき、外部の客観的な報酬のデータを参考として、当社の業績や経営内容、事業環境、および職位・等級などを総合的に考慮した所定の方式により算定し、取締役会が最終の決定を取締役会議長に一任する旨の決議を行うものとする。

② 取締役および監査役の報酬等の総額

| 区 分                | 報酬等の総額<br>(百万円) | 報酬等の種類別の総額（百万円） |           |            | 対象となる<br>役員の員数<br>(名) |
|--------------------|-----------------|-----------------|-----------|------------|-----------------------|
|                    |                 | 基本報酬            | 賞与        | 株式報酬       |                       |
| 取 締 役<br>(うち社外取締役) | 672<br>(21)     | 420<br>(21)     | 77<br>(-) | 175<br>(-) | 22<br>(2)             |
| 監 査 役<br>(うち社外監査役) | 81<br>(33)      | 81<br>(33)      | -<br>(-)  | -<br>(-)   | 4<br>(2)              |
| 合 計<br>(うち社外役員)    | 754<br>(54)     | 501<br>(54)     | 77<br>(-) | 175<br>(-) | 26<br>(4)             |

- (注) 1. 上記の取締役の人員には、2021年2月19日開催の第138期定時株主総会の終結の時をもって退任した取締役5名を含んでおります。
2. 取締役の報酬等の総額には、使用人兼務取締役の使用人分給与は含まれておりません。
3. 業績連動報酬（賞与）に係る業績指標は営業利益であり、その実績は上記1. (4)に記載のとおりであります。当該指標を採用した理由は、当社が業績評価の指標として、企業本来の営業活動の成果を反映する当該指標を重視しているためであります。業績連動報酬の算定方法は、上記①(c)に記載のとおりであります。

4. 株式報酬の額は、当期に付与したポイントに係る費用計上額であります。株式報酬制度の内容の概要は上記①(d)に記載のとおりであり、当期に交付した株式報酬の内容は上記2. (5)に記載のとおりであります。
5. 取締役の報酬限度額は、2007年2月21日開催の第124期定時株主総会において年額1,000百万円以内（ただし、使用人分給与は含まない。）と決議いただいております。当該定時株主総会終結時点の取締役の員数は16名であります。
- また、当該報酬限度額とは別枠で、2020年2月19日開催の第137期定時株主総会において、取締役（社外取締役を除く。）に対する株式報酬制度の導入を決議いただいております。当該定時株主総会終結時点の取締役（社外取締役を除く。）の員数は14名であります。
6. 監査役の報酬限度額は、2007年2月21日開催の第124期定時株主総会において年額200百万円以内と決議いただいております。当該定時株主総会終結時点の監査役の員数は4名であります。
7. 取締役会は、取締役会議長である代表取締役会長本間博夫氏に対し、取締役の個人別の報酬の最終の決定を委任しております。委任した理由は、当社全体の業績等を勘案しつつ、各取締役の担当部門について評価を行うには代表取締役が適していると判断したためであります。
- なお、取締役会は、当期に係る取締役の個人別の報酬等の内容について、報酬等の内容の決定方法および決定された報酬等の内容が上記①に記載の取締役の個人別の報酬等の内容に係る決定方針と整合していることを確認しており、当該決定方針に沿うものであると判断しております。

### (3) 社外役員に関する事項

#### ① 重要な兼職先と当社の関係

社外監査役の松永徳宏氏は、西村あさひ法律事務所の弁護士（パートナー）であり、当社は同事務所に所属する弁護士との間で、法律顧問契約を締結しております。なお、社外役員のその他の兼職先につきましては、上記(1)の(注)をご参照ください。

#### ② 当事業年度における主な活動状況

| 区分    | 氏名   | 出席状況                           |
|-------|------|--------------------------------|
| 社外取締役 | 児玉純一 | 取締役会 全13回中13回                  |
| 社外取締役 | 岡部洋  | 取締役会 全13回中13回                  |
| 社外監査役 | 山崎昌一 | 取締役会 全13回中13回<br>監査役会 全12回中12回 |
| 社外監査役 | 松永徳宏 | 取締役会 全13回中13回<br>監査役会 全12回中12回 |

各人がその経験と見識に基づき、適宜発言を行っております。また、取締役児玉純一、同岡部洋の両氏は、それぞれ豊富な経験と高い見識を活かして当社の経営を適切に監督しており、社外取締役に期待される役割を果たしております。

(4) 責任限定契約の内容の概要

当社は、会社法第427条第1項により、社外取締役および社外監査役との間で、同法第423条第1項の責任を限定する契約を締結しております。当該契約に基づく責任の限度額は、法令が規定する額としております。

(5) 役員等賠償責任保険契約の内容の概要

当社は、取締役、監査役および管理職従業員を被保険者として、保険会社との間で、会社法第430条の3第1項に規定する役員等賠償責任保険契約を締結しております。当該契約の保険料は全額当社が負担しております。当該契約は、被保険者がその業務につき行った行為（不作為を含む。）に起因して損害賠償請求がなされたことにより被保険者が被る損害（法律上の損害賠償金および争訟費用）を填補するものであります。ただし、被保険者が私的な利益または便宜の供与を違法に得たことに起因する場合、被保険者の犯罪行為に起因する場合、法令に違反することを被保険者が認識しながら行った行為に起因する場合等は填補の対象となりません。

#### 4. 会計監査人の状況

(1) 名称 E Y新日本有限責任監査法人

##### (2) 報酬等の額

|                               | 支 払 額 |
|-------------------------------|-------|
| 当事業年度に係る会計監査人としての報酬等          | 64百万円 |
| 当社および当社子会社が会計監査人に支払うべき報酬等の合計額 | 84百万円 |

- (注) 1. 当社の重要な子会社のうち在外子会社については、当社の会計監査人以外の公認会計士または監査法人（外国におけるこれらの資格に相当する資格を有する者を含む。）の監査（会社法または金融商品取引法（これらの法律に相当する外国の法令を含む。）の規定によるものに限る。）を受けております。
2. 当社と会計監査人との間の監査契約において、会社法に基づく監査と金融商品取引法に基づく監査の監査報酬の額を区分しておらず、実質的にも区分できないため、上記の金額にはこれらの合計額を記載しております。
3. 監査役会は、会計監査人の監査計画、職務遂行状況および報酬見積りの算出根拠等が適切であるかどうかについて必要な検証を行ったうえで、会計監査人の報酬等の額につき、会社法第399条第1項の同意を行っております。

##### (3) 非監査業務の内容

当社は、会計監査人に対して、公認会計士法第2条第1項の業務以外の業務（非監査業務）である、新収益認識基準の適用支援業務について対価を支払っております。

##### (4) 会計監査人の解任または不再任の決定の方針

監査役会は、会計監査人の適格性・独立性を害する事由の発生により適正な監査の遂行が困難であると認められる場合等に、必要に応じて会計監査人の解任または不再任に関する決定を行います。また、会社法第340条第1項に定める解任事由に該当すると認められる場合には、監査役全員の同意に基づき会計監査人を解任し、解任後最初に招集される株主総会において、解任の旨およびその理由を報告いたします。

## 5. 業務の適正を確保するための体制および当該体制の運用状況

### (業務の適正を確保するための体制についての決定内容)

当社は、会社法および会社法施行規則に基づき、当社グループの内部統制システムの整備に関する基本方針について決議を行いました。同基本方針の内容は以下のとおりであります。

#### (1) 取締役・使用人の職務の執行が法令および定款に適合することを確保するための体制

- ① 当社の全社員が法令および定款を順守し、健全な社会規範の下にその職務を遂行するため、「不二越企業市民ルール」を行動規範として位置づけて、その徹底をはかる。
- ② 社長を委員長とし、社外の弁護士を加えた「コンプライアンス委員会」を設置し、コンプライアンスに関わる全社の方針の策定、諸施策の企画・推進、活動状況の監督・指導を行う。とくに、公正な企業間取引を推進するため、「独占禁止法遵守マニュアル」を制定し教育・啓蒙活動にとり組む。
- ③ 監査部は、監査役と連携し、定期的に監査を実施し、必要な指導を行い、あわせて監査結果を関係役員・所轄長へ適宜報告する。
- ④ 当社は、「内部通報制度」の活用、一層の周知徹底をはかり、法令・定款違反行為等の未然防止に努める。
- ⑤ 財務報告の信頼性を確保するため、金融商品取引法その他の関連法令に従い、財務報告に係る内部統制の整備および運用を行う。

#### (2) 取締役の職務の執行に係る情報の保存および管理に関する体制

- ① 当社は、法令および「文書管理規程」などの社内規程に基づき、取締役の職務執行に係る情報を文書または電磁的媒体（以下「文書等」という。）に記録し、保存する。
- ② 取締役および監査役は、常時、これらの文書等を閲覧できる。

#### (3) 損失の危険の管理に関する規程その他の体制

- ① 当社は、リスク管理総括取締役および「リスク管理委員会」を置き、「リスク管理規程」および「危機管理規程」に基づき環境、安全、災害、情報、セキュリティなどについて、全社横断的なリスク管理体制を整備する。
- ② 各主管所轄は、各々の担当機能に係る事項についてリスク管理を行う。

#### (4) 取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

当社は、以下の経営管理システムを基本として、取締役の職務の執行の効率化をはかる。

- ① 取締役会を月1回程度定例的に開催し、法定事項および経営の基本機能に関する全社の方針・戦略を決定し、ボードメンバーが経営課題、情報、スケジュールを共有化し、迅速な実行をはかる。
- ② 役付取締役をメンバーとする常務会を設け、経営体制や事業構造の改革などのテーマについて審議し、取締役会の意思決定を補完する。
- ③ 各事業・営業・本社機能担当役員は、上記会議で決定された基本方針・戦略に基づいて、各部門における具体的な施策を決定し、実施する。

#### (5) 当社および子会社から成る企業集団における業務の適正を確保するための体制

- ① 「グループ会社管理規程」において、グループ会社の財務状況その他の重要な情報について、当社への定期的な報告を義務づける。
- ② 「リスク管理規程」および「危機管理規程」に基づき、グループ会社を含めたリスク管理体制を構築する。
- ③ 「グループ会社管理規程」に基づき、販売、生産、海外など、グループ会社ごとに関係会社管理の主管所轄を置き、必要な管理、各部門との調整を行う。
- ④ 当社は、グループの基本方針・戦略を策定し、これに基づきグループ会社が策定した個別の計画・目標の達成状況を定期的に管理する。
- ⑤ 「不二越企業市民ルール」をグループの行動規範として位置づけて、グループ全体のコンプライアンス意識の向上をはかる。
- ⑥ 監査役、監査部は、グループ会社に対して定期的に監査を実施し、必要な指導、支援を行う。
- ⑦ 当社はグループ共通の「内部通報制度」を通じて、グループ会社における法令・定款違反行為等の未然防止に努める。

#### (6) 監査役がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合における当該使用人に関する事項、当該使用人の取締役からの独立性および監査役の当該使用人に対する指示の実効性の確保に関する事項

- ① 監査役から、補助すべき使用人を置くことを求められた場合は、監査役と協議のうえ、使用人を置くものとし、その使用人の任命など取締役からの独立性を確保するための必要な事項を定める。

- ② 当該使用人は、監査役補助業務の遂行については、監査役の指揮命令を受けるものとし、取締役の指揮命令は受けない。
  - ③ 当該使用人の人事異動・人事評価については、監査役と協議のうえ決定する。
- (7) 当社および子会社の取締役および使用人が監査役に報告するための体制その他の監査役への報告に関する体制
- ① 当社およびグループ会社の取締役および使用人は、下記の事項を監査役に報告する。
    - ・当社およびグループ会社に重大な影響を及ぼす事項
    - ・法令・定款に違反する行為、もしくはそのおそれがある事項
    - ・その他、監査役が職務遂行上、報告を受ける必要があると判断した事項
  - ② 当社は、当社およびグループ会社の取締役および使用人に対し、監査役へ報告を行った者について当該報告をしたことを理由として不利に取り扱うことを禁止し、その旨を周知徹底する。
- (8) その他監査役の実効的に行われることを確保するための体制
- ① 監査役は、取締役会などの重要な会議に出席し、決裁書など業務執行に係る重要事項を閲覧する。
  - ② 監査役は、代表取締役、会計監査人と定期的に意見交換を行う。
  - ③ 当社は、監査役がその職務の執行について生ずる費用の前払または支出した費用等の償還、負担した債務の弁済を請求したときは、その費用等が監査役の職務の執行について生じたものでないことを証明できる場合を除き、これに応じる。
- (9) 反社会的勢力排除に向けた体制
- 当社は、「不二越企業市民ルール」をグループの行動規範として位置づけて、市民社会の秩序や安全に脅威を与える反社会的勢力および団体とは一切の関係を遮断し、それらの勢力および団体から不当な要求を受けた場合には、外部の関連機関などとも連携し毅然とした対応をとる。

## (業務の適正を確保するための体制の運用状況の概要)

当社グループにおける業務の適正を確保するための体制の運用状況の概要は、以下のとおりであります。

### (1) 内部統制システム全般

当社グループの内部統制システムの整備に関する基本方針について決議するとともに、当社グループの全社員が守るべき行動規範として、「不二越企業市民ルール」を制定している。そして、当社グループの全社員を対象とした教育を毎年継続的に実施することにより、社員一人ひとりが、その内容を理解して良識と責任ある行動をとり、企業の社会的責任を果たすよう徹底している。

また、当社グループの内部統制システム全般の整備・運用状況について、監査部内部統制推進室が定期的にモニタリングし、内部統制が有効に機能するよう、必要な是正・改善を行っている。

### (2) コンプライアンス

当社グループの全社員に対し、職位に応じて必要なコンプライアンスに関する社内教育を実施し、コンプライアンス意識の向上をはかっている。

また、当社グループを対象とした内部通報制度である「よろず相談窓口」を設け、運用規程を社内掲示板に掲載し、また定期的に案内メールを配信するなどその活用をはかるとともに、海外拠点にも内部通報窓口を設けることにより、コンプライアンスの実効性を高めている。

### (3) リスクマネジメント

「リスク管理委員会」が中心となって、想定されるリスク項目ごとに管理方針を定め、重要性の評価などを行っている。そして、各種リスクについて、主管所轄を明確にして未然防止策を検討・実施し、リスクの最小化をはかっている。

### (4) 取締役の職務執行

原則として月に1回程度の定例取締役会を開催し、法令や定款に定める事項、重要な業務執行に関する決議を行うほか、役付取締役をメンバーとする常務会を設けて、経営体制や事業構造の改革などのテーマについて審議し、取締役会の意思決定を補完している。

また、「業務分掌規程」に基づき、各組織の職務分掌を定め、業務を組織的かつ効率的に実施している。

(5) グループ会社管理体制

当社グループにおける業務を適正かつ効率的に実施するため、グループの行動規範である「不二越企業市民ルール」を定めているほか、グループ会社の重要な意思決定については、「グループ会社管理規程」に定める手続に基づいて当社と協議するなど、グループが一体となった経営を行っている。

(6) 監査役の監査体制

現在、監査役を補助する使用人を置いていないが、監査役が必要とする場合は、その職務を補助すべき使用人を置くこととしている。

監査役は自ら必要と考える当社およびグループ会社の社内会議への出席を通じて、経営上の重要な事項に関する報告を受けるとともに、コンプライアンス体制の整備、運用状況を確認している。

また、監査役は、決裁書類等の業務執行に関わる重要文書を閲覧し、取締役および使用人に説明を求めるほか、内部監査の実施状況、内部通報制度「よろず相談窓口」の運用状況について都度報告を受けている。

## 6. 当社の財務および事業の方針の決定を支配する者のあり方に関する基本方針

### (1) 基本方針の内容の概要

当社は、当社の財務および事業の方針の決定を支配する者は、当社グループの財務および事業の内容や当社グループの企業価値の根源を十分に理解し、当社グループの企業価値ひいては株主共同の利益を持続的に確保し、向上していくことを可能とする者であることが必要であると考えております。

当社では、当社の財務および事業の方針の決定を支配する者のあり方については、当社株式の市場における自由な取引を通じて決まるものであり、特定の株主または株主グループによって当社株式の大規模買付行為（「大規模買付行為」の定義につきましては、下記(2)②(a)をご参照ください。）が行われた場合であっても、これを受け入れるか否かは、最終的に株主の皆様の判断に委ねられるべきものと考えております。

しかしながら、大規模買付行為は、それが成就すれば、当社グループの経営に直ちに大きな影響を与えうるだけの支配権を取得するものであり、当社グループの企業価値ひいては株主共同の利益に重大な影響を及ぼす可能性を内包しております。こうした事情に鑑み、当社は、大規模買付者（「大規模買付者」の定義につきましては、下記(2)②(a)をご参照ください。）をして株主の皆様の判断に必要なかつ十分な情報を提供せしめること、さらに、大規模買付者の提案する経営方針等が当社グループの企業価値に与える影響を当社取締役会が検討・評価して株主の皆様の判断の参考に供すること、場合によっては当社取締役会が大規模買付者と交渉または協議を行い、あるいは当社取締役会としての経営方針等の代替的提案を株主の皆様に提示することも、当社の取締役としての責務であると考えております。

さらに、今日、当社グループの企業価値または株主共同の利益に対する明白な侵害をもたらすような大規模買付行為がなされる可能性も決して否定できない状況にあります。このような当社グループの企業価値または株主共同の利益に資さない大規模買付者は、当社の財務および事業の方針の決定を支配する者として不適切であり、当社は、このような者による大規模買付行為に対しては、大規模買付者による情報提供、当社取締役会による検討・評価といったプロセスを確保するとともに、当社グループの企業価値または株主共同の利益に対する明白な侵害を防止するため、大規模買付行為に対する対抗措置を準備しておくことも、また当社の取締役としての責務であると考えております。

## (2) 基本方針実現のためのとり組みの具体的な内容の概要

### ① 基本方針の実現に資する特別なとり組み

当社は、「ものづくりの世界の発展に貢献する」という会社の使命のもと、持続的な成長と企業価値の向上に努めることを最重要課題と考えております。そして、長期ビジョンとして、「成長企業への挑戦、夢をかなえるものづくり企業へ」を掲げ、経営基盤の強化にとり組んでおります。

こうした経営の基本方針に基づいて、当社グループは、工具、工作機械、ロボット、ベアリング、油圧機器および特殊鋼事業で蓄積してきた、総合機械メーカーとしての独自の技術、事業展開の強みを活かして、お客様のものづくりのプロセスに対して、高精度、高機能、高い信頼性を有した商品、技術、ソリューションを提供しております。

また、経営の透明性・公平性を高め、株主の皆様をはじめ当社グループと関係するお客様、サプライヤー、金融機関、従業員、地域社会など多様なステークホルダーとの良好な関係を築き、長期的かつ安定的な収益の確保をはかり、企業価値を高めて社会的な使命を果たすよう努めております。

なお、当社は、株主の皆様に対する利益還元を企業経営の基本の一つとして位置づけ、配当につきましては、連結業績、配当性向などを総合的に勘案し、安定的な配当を継続実施することを基本としており、内部留保資金につきましては、将来の事業展開、財務体質の強化に充ちたいします。

当社グループは、長期的な展望に立って経営資源の拡充に努め、世界市場での事業基盤の確立と企業価値の最大化にグループをあげてとり組んでまいります。

- ② 基本方針に照らして不適切な者によって当社の財務および事業の方針の決定が支配されることを防止するためのとり組み

当社は、当社グループの企業価値ひいては株主共同の利益を確保、向上させ、上記(1)に記載の基本方針（当社の財務および事業の方針の決定を支配する者のあり方に関する基本方針をいいます。以下、同じとします。）を実現するため、2008年2月20日開催の当社第125期定時株主総会において、当社株式の大規模買付行為に関する対応策（買収防衛策）を導入し、その後、2011年2月23日開催の当社第128期定時株主総会、2014年2月19日開催の当社第131期定時株主総会および2017年2月22日開催の当社第134期定時株主総会において、株主の皆様のご承認をいただき継続いたしました（以下、当社第134期定時株主総会において継続をご承認いただいた対応策を「原施策」といいます。）。

当社は、社会・経済情勢の変化、買収防衛策に関する議論の進展等も踏まえ、原施策の継続の是非や内容について検討を行った結果、2020年1月15日開催の当社取締役会において、原施策を継続する内容の当社株式の大規模買付行為に関する対応策（買収防衛策）（以下「本施策」といいます。）について決議し、2020年2月19日開催の当社第137期定時株主総会において本施策の継続に関する議案は承認可決されました。

- (a) 本施策継続の目的および本施策の対象となる当社株券等の買付け

本施策は、特定株主グループの議決権保有割合を20%以上とすることを目的とする当社株券等の買付行為、または結果として特定株主グループの議決権保有割合が20%以上となる当社株券等の買付行為（取引所金融商品市場における買付け、公開買付け、その他具体的な買付方法の如何を問いませんが、当社取締役会が予め同意したものを除きます。以下、かかる買付行為を「大規模買付行為」といい、大規模買付行為を行う者を「大規模買付者」といいます。）が、当社グループの企業価値に重大な影響を及ぼす場合において、上記(1)に記載の基本方針に沿って当社グループの企業価値を確保し、向上させるため、大規模買付行為に適切な対応を行うことを目的としております。

ここに、「特定株主グループ」とは、(i)当社株券等の保有者およびその共同保有者、または(ii)当社株券等の買付け等を行う者およびその特別関係者をいい、「議決権保有割合」とは、特定株主グループが上記(i)の場合においては当該保有者の株券等保有割合をいい、特定株主グループが上記(ii)の場合においては当該大規模買付者および当該特別関係者の株券等所有割合の合計をいいます。

(b) 本施策の概要

本施策は、大規模買付者が従うべき大規模買付ルールおよび大規模買付行為に対して当社がとりうる大規模買付対抗措置から構成されております。

本施策においては、まず、大規模買付ルールとして、大規模買付者に対し、株主の皆様および当社取締役会による判断のための情報提供ならびに当社取締役会による検討・評価のための期間の付与を要請しております。

次に、当社取締役会が、大規模買付対抗措置として、会社法その他の法令および当社定款によって認められる相当な対抗措置の発動を決議しうることを前提として、その発動の要件を、大規模買付者が大規模買付ルールを順守しない場合または大規模買付行為によって当社グループの企業価値または株主共同の利益が著しく毀損される場合に限定することといたしました。

本施策に基づき大規模買付対抗措置を発動するか否かは、最終的には当社取締役会により決定されますが、その判断の客観性および合理性を担保するため、当社の業務執行を行う経営陣から独立している当社の社外取締役、社外監査役または社外有識者から構成される独立委員会を設置し、その意見を最大限尊重することといたしました。

なお、当社は、本施策に従って大規模買付対抗措置を機動的に実施するため、新株予約権の発行登録を行う場合があります。また、本施策の有効期限は、2023年2月に開催予定の当社第140期定時株主総会終結の時までとします。

本施策の詳細につきましては、インターネット上の当社ウェブサイト (<http://www.nachifujikoshi.co.jp/>) に掲載の2020年1月15日付当社ニュースリリース「当社株式の大規模買付行為に関する対応策（買収防衛策）の継続のお知らせ」をご参照ください。

(3) 上記の各とり組みに対する当社取締役会の判断およびその理由

① 基本方針の実現に資する特別なとり組み

上記(2)①に記載した企業価値向上のためのとり組みは、当社グループの企業価値ひいては株主共同の利益を持続的に確保し、向上させるための具体的方策として策定されたものであり、上記(1)に記載の基本方針の実現に資するものです。したがって、これらのとり組みは、基本方針に沿い、当社の株主共同の利益を損なうものではありません。

② 基本方針に照らして不適切な者によって当社の財務および事業の方針の決定が支配されることを防止するための取り組み

(a) 本施策が基本方針に沿うものであること

本施策は、大規模買付者をして株主の皆様への判断に必要なかつ十分な情報を提供せしめること、さらに、大規模買付者の提案する経営方針等が当社グループの企業価値に与える影響を当社取締役会が検討・評価して株主の皆様への判断の参考に供すること、場合によっては、当社取締役会が大規模買付行為または当社グループの経営方針等に関して大規模買付者と交渉または協議を行い、あるいは当社取締役会としての経営方針等の代替的提案を株主の皆様へ提示すること等を可能とすることにより、当社グループの企業価値については株主共同の利益を確保し、向上させるための枠組みであり、上記(1)に記載の基本方針に沿うものです。

(b) 本施策が株主共同の利益を損なうものではなく、また、当社の会社役員の地位の維持を目的とするものではないこと

当社は、(i)本施策は当社グループの企業価値については株主共同の利益の確保または向上を目的とするものであること、(ii)大規模買付ルールの内容ならびに大規模買付対抗措置の内容および発動要件は事前に開示されていること、(iii)本施策の継続等について株主の皆様への意思が反映されていること、(iv)大規模買付対抗措置の発動の手続について当社取締役会の判断に係る客観性・合理性が確保されていること、(v)本施策は経済産業省および法務省が2005年5月27日に公表した「企業価値・株主共同の利益の確保または向上のための買収防衛策に関する指針」の定める三原則を完全に充足していること、(vi)本施策は経済産業省に設置された企業価値研究会が2008年6月30日に公表した「近時の諸環境の変化を踏まえた買収防衛策の在り方」および東京証券取引所が2015年6月1日に公表した「コーポレートガバナンス・コード」の「原則1-5. いわゆる買収防衛策」の内容も踏まえたものとなっていること、(vii)デッドハンド型やスローハンド型の買収防衛策ではないこと、本施策は当社株主の共同の利益を損なうものではなく、また、当社の会社役員の地位の維持を目的とするものではないと考えております。

~~~~~  
(注) 本事業報告中の記載金額および株式数は、表示単位未満を切り捨てて表示しております。

連結貸借対照表 (2021年11月30日現在)

(単位 百万円)

科 目	金 額	科 目	金 額
(資 産 の 部)		(負 債 の 部)	
流 動 資 産	159,258	流 動 負 債	103,344
現 金 及 び 預 金	41,771	支 払 手 形 及 び 買 掛 金	47,826
受 取 手 形 及 び 売 掛 金	55,100	短 期 借 入 金	29,208
商 品 及 び 製 品	26,743	コマーシャル・ペーパー	5,000
仕 掛 品	13,246	リ ー ス 債 務	637
原 材 料 及 び 貯 蔵 品	17,391	未 払 費 用	8,942
そ の 他	5,125	未 払 法 人 税 等	3,010
貸 倒 引 当 金	△ 119	そ の 他	8,719
固 定 資 産	160,053	固 定 負 債	77,755
有 形 固 定 資 産	114,260	長 期 借 入 金	56,266
建 物 及 び 構 築 物	29,254	リ ー ス 債 務	833
機 械 装 置 及 び 運 搬 具	63,811	繰 延 税 金 負 債	8,773
土 地	9,465	役 員 退 職 慰 労 引 当 金	28
リ ー ス 資 産	1,471	株 式 給 付 引 当 金	332
建 設 仮 勘 定	8,276	退 職 給 付 に 係 る 負 債	9,754
そ の 他	1,980	そ の 他	1,766
無 形 固 定 資 産	2,861	負 債 合 計	181,100
の れ ん	76	(純 資 産 の 部)	
ソ フ ト ウ エ ア	1,469	株 主 資 本	119,427
ソ フ ト ウ エ ア 仮 勘 定	601	資 本 金	16,074
そ の 他	714	資 本 剰 余 金	11,401
投 資 そ の 他 の 資 産	42,931	利 益 剰 余 金	96,875
投 資 有 価 証 券	27,777	自 己 株 式	△ 4,924
長 期 貸 付 金	145	そ の 他 の 包 括 利 益 累 計 額	10,676
退 職 給 付 に 係 る 資 産	9,613	そ の 他 有 価 証 券 評 価 差 額 金	13,079
繰 延 税 金 資 産	1,805	為 替 換 算 調 整 勘 定	△ 2,737
そ の 他	3,597	退 職 給 付 に 係 る 調 整 累 計 額	334
貸 倒 引 当 金	△ 8	非 支 配 株 主 持 分	8,107
資 産 合 計	319,312	純 資 産 合 計	138,211
		負 債 及 び 純 資 産 合 計	319,312

(注) 記載金額は、百万円未満を切り捨てて表示しております。

連結損益計算書 (2020年12月1日から
2021年11月30日まで)

(単位 百万円)

科 目	金 額	
売上高		229,117
売上原価		176,853
売上総利益		52,264
販売費及び一般管理費		37,545
営業利益		14,718
営業外収益		
受取利息及び配当金	660	
その他	1,529	2,190
営業外費用		
支払利息	785	
持分法による投資損失	38	
その他	1,626	2,450
経常利益		14,457
特別利益		
固定資産売却益	397	
投資有価証券売却益	2	400
特別損失		
固定資産除売却損	170	
投資有価証券評価損	14	
独占禁止法等関連損失	62	247
税金等調整前当期純利益		14,610
法人税、住民税及び事業税	4,297	
法人税等調整額	△29	4,267
当期純利益		10,343
非支配株主に帰属する当期純利益		349
親会社株主に帰属する当期純利益		9,993

(注) 記載金額は、百万円未満を切り捨てて表示しております。

招集通知

株主総会参考書類

事業報告

計算書類

監査報告

貸借対照表 (2021年11月30日現在)

(単位 百万円)

科 目	金 額	科 目	金 額
(資産の部)		(負債の部)	
流動資産	96,989	流動負債	95,855
現金及び預金	18,182	支払手形	1,347
受取手形	8,479	買掛金	13,625
売掛金	29,235	電子記録債権	25,974
電子記録債権	6,420	短期借入金	24,588
商品及び製品	9,911	コマーシャル・ペーパー	5,000
仕掛品	9,051	リース債権	197
原材料及び貯蔵品	10,314	未払金	4,316
前払費用	369	未払費用	5,251
未収入金	761	未払法人税等	1,900
未収消費税等	1,026	前受り金	193
その他の金	3,881	預り金	13,083
貸倒引当金	△ 644	その他の負債	376
固定資産	146,631	固定負債	64,970
有形固定資産	70,968	長期借入金	51,018
建築物	17,794	リース負債	333
機械及び装置	786	繰延税金負債	3,888
車両運搬具	41,275	株式給付引当金	332
工具器具及び備品	5	退職給付引当金	7,644
土地	1,038	その他の	1,752
リース資産	7,030	負債合計	160,825
建設仮勘定	444	(純資産の部)	
無形固定資産	2,593	株主資本	69,879
ソフトウェア	1,850	資本金	16,074
ソフトウェア仮勘定	1,219	資本剰余金	11,420
その他の	601	資本準備金	11,420
投資その他の資産	30	利益剰余金	47,308
投資有価証券	73,812	利益準備金	353
関係会社株式及び出資金	26,203	その他利益剰余金	46,955
長期貸付金	34,134	別途積立金	2,200
長期前払費用	4,100	繰越利益剰余金	44,755
前払年金費用	15	自己株式	△ 4,924
その他の	6,928	評価・換算差額等	12,915
	2,430	その他有価証券評価差額金	12,915
資産合計	243,620	純資産合計	82,795
		負債及び純資産合計	243,620

(注) 記載金額は、百万円未満を切り捨てて表示しております。

損益計算書 (2020年12月1日から 2021年11月30日まで)

(単位 百万円)

科 目	金 額	
売上高		170,538
売上原価		142,369
売上総利益		28,168
販売費及び一般管理費		21,350
営業利益		6,818
営業外収益		
受取利息及び配当金	1,070	
その他	545	1,615
営業外費用		
支払利息	344	
その他	1,717	2,061
経常利益		6,372
特別利益		
固定資産売却益	7	7
特別損失		
固定資産除売却損	70	
投資有価証券評価損	5	
独占禁止法等関連損失	62	139
税引前当期純利益		6,241
法人税、住民税及び事業税	1,872	
法人税等調整額	△ 240	1,632
当期純利益		4,608

(注) 記載金額は、百万円未満を切り捨てて表示しております。

招集(通知)

株主総会参考書類

事業報告

計算書類

監査報告

連結計算書類に係る会計監査人の監査報告書 謄本

独立監査人の監査報告書

2022年1月21日

株式会社不二越
取締役会 御中

E Y新日本有限責任監査法人

富山事務所

指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 石 田 健 一

指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 安 田 康 宏

監査意見

当監査法人は、会社法第444条第4項の規定に基づき、株式会社不二越の2020年12月1日から2021年11月30日までの連結会計年度の連結計算書類、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表について監査を行った。

当監査法人は、上記の連結計算書類が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、株式会社不二越及び連結子会社からなる企業集団の当該連結計算書類に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「連結計算書類の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社及び連結子会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

連結計算書類に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して連結計算書類を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結計算書類を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

連結計算書類を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき連結計算書類を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

連結計算書類の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての連結計算書類に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から連結計算書類に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、連結計算書類の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・ 連結計算書類の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として連結計算書類を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において連結計算書類の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する連結計算書類の注記事項が適切でない場合は、連結計算書類に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 連結計算書類の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた連結計算書類の表示、構成及び内容、並びに連結計算書類が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。
- ・ 連結計算書類に対する意見を表明するために、会社及び連結子会社の財務情報に関する十分かつ適切な監査証拠を入手する。監査人は、連結計算書類の監査に関する指示、監督及び実施に関して責任がある。監査人は、単独で監査意見に対して責任を負う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去又は軽減するためにセーフガードを講じている場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社及び連結子会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

独立監査人の監査報告書

2022年1月21日

株式会社不二越
取締役会 御中

E Y新日本有限責任監査法人

富山事務所

指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 石 田 健 一

指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 安 田 康 宏

監査意見

当監査法人は、会社法第436条第2項第1号の規定に基づき、株式会社不二越の2020年12月1日から2021年11月30日までの第139期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書（以下「計算書類等」という。）について監査を行った。

当監査法人は、上記の計算書類等が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類等に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「計算書類等の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

計算書類等に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類等を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類等を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

計算書類等を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき計算書類等を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

計算書類等の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての計算書類等に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から計算書類等に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、計算書類等の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・ 計算書類等の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として計算書類等を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業的前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業的前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において計算書類等の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する計算書類等の注記事項が適切でない場合は、計算書類等に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 計算書類等の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた計算書類等の表示、構成及び内容、並びに計算書類等が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去又は軽減するためにセーフガードを講じている場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

監査役会の監査報告書 謄本

監 査 報 告 書

当監査役会は、2020年12月1日から2021年11月30日までの第139期事業年度の取締役の職務の執行に関して、各監査役が作成した監査報告書に基づき、審議のうえ、本監査報告書を作成し、以下のとおり報告いたします。

1. 監査役および監査役会の監査の方法およびその内容

- (1) 監査役会は、監査の方針、監査計画等を定め、各監査役から監査の実施状況および結果について報告を受けるほか、取締役等および会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。
- (2) 各監査役は、監査役会が定めた監査役監査基準に準拠し、監査の方針、職務の分担等に従い、取締役、内部監査部門その他の使用人等と意思疎通をはかり、情報の収集および監査の環境の整備に努めるとともに、以下の方法で監査を実施しました。
 - ① 取締役会その他重要な会議に出席し、取締役および使用人等からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、本社および主要な事業所において業務および財産の状況を調査いたしました。また、子会社については、子会社の取締役および監査役等と意思疎通および情報の交換をはかり、必要に応じて子会社から事業の報告を受けました。
 - ② 事業報告に記載されている取締役の職務の執行が法令および定款に適合することを確保するための体制その他株式会社およびその子会社からなる企業集団の業務の適正を確保するために必要なものとして会社法施行規則第100条第1項および第3項に定める体制の整備に関する取締役会決議の内容および当該決議に基づき整備されている体制(内部統制システム)について、取締役および使用人等からその構築および運用の状況について定期的に報告を受け、必要に応じて説明を求め、意見を表明いたしました。
 - ③ 事業報告に記載されている会社法施行規則第118条第3号イの基本方針および同号口の各とり組みについては、取締役会その他における審議の状況等を踏まえ、その内容について検討を加えました。
 - ④ 会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視および検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」(会社計算規則第131条各号に掲げる事項)を「監査に関する品質管理基準」(2005年10月28日企業会計審議会)等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。

以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告およびその附属明細書、計算書類(貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書および個別注記表)およびその附属明細書ならびに連結計算書類(連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書および連結注記表)について検討いたしました。

2. 監査の結果

(1) 事業報告等の監査結果

- ① 事業報告およびその附属明細書は、法令および定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。
- ② 取締役の職務の執行に関する不正の行為または法令もしくは定款に違反する重大な事実は認められません。
- ③ 内部統制システムに関する取締役会決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する事業報告の記載内容および取締役の職務の執行についても、指摘すべき事項は認められません。
- ④ 事業報告に記載されている会社の財務および事業の方針の決定を支配する者のあり方に関する基本方針については、指摘すべき事項は認められません。事業報告に記載されている会社法施行規則第118条第3号ロの各とり組みは、当該基本方針に沿ったものであり、当社の株主共同の利益を損なうものではなく、かつ、当社の会社社員の地位の維持を目的とするものではないと認めます。

(2) 計算書類およびその附属明細書の監査結果

会計監査人 E Y 新日本有限責任監査法人の監査の方法および結果は相当であると認めます。

(3) 連結計算書類の監査結果

会計監査人 E Y 新日本有限責任監査法人の監査の方法および結果は相当であると認めます。

2022年1月21日

株式会社 不二越 監査役会

常勤監査役 小林 昌 行 ⑩

常勤監査役 堀 将 志 ⑩

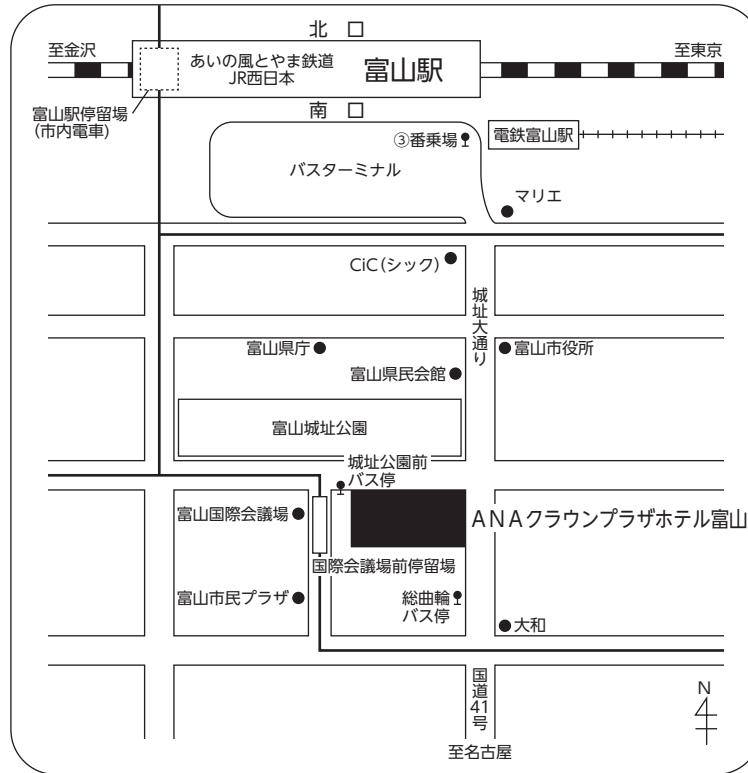
常勤監査役
(社外監査役) 山 崎 昌 一 ⑩

監査役
(社外監査役) 松 永 徳 宏 ⑩

以上

株主総会会場ご案内図

会場 ANAクラウンプラザホテル富山 3階「鳳」の間
富山市大手町2番3号
電話(076)495-1111(代)



- 交通
- ・富山駅から、城址大通りを徒歩で約15分、またはタクシーで約5分
 - ・市内電車「富山駅」停留場から、環状線に乗車、「国際会議場前」停留場下車すぐ
 - ・富山駅南口バスターミナル③番乗場から、富山地铁バスに乗車、「城址公園前」バス停下車すぐ
 - ・富山空港から、タクシーで約20分、または富山地铁バス富山駅前行に乗車、「総曲輪」バス停下車すぐ

お願い 当会場には専用駐車場の用意がございません。公共交通機関のご利用をお願いいたします。



見やすいユニバーサルデザイン
フォントを採用しています。